

■建築物省エネ法施行スケジュール

適用法	適用基準	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
建築物省エネ法	省エネ基準				表示		適合義務、届出・指示						
	誘導基準				容積率特例								
	住宅トップランナー基準						報告徴収・勧告					※新目標は32年度～	
現行省エネ法	現行省エネ判断基準			届出・指示等	改正	廃止							
	住宅事業建築主基準			報告徴収・勧告		廃止							
エコまち法	低炭素認定基準			容積率特例	改正								
品確法	評価方法基準(新築)			表示	改正	※形式改正							
	評価方法基準(既存)				表示、改正								

■審査対象事項

根拠条文		対象用途	対象建築行為等	適用基準	施行時期	
規制措置	基準適合義務【建築物省エネ法】第11条、12条	非住宅のみ	特定建築行為(2000㎡以上)(特定増改築を除く)	建築物エネルギー消費基準【建築物省エネ法】第2条第3号	・一次エネルギー消費量基準 ※外皮基準は対象外(計算は必要)	H29/4
	届出等【建築物省エネ法】第19条 (修繕・模様替え、空調設備等の設置改修は届出対象外)	住宅	300㎡以上の新築、増改築	建築物エネルギー消費基準【建築物省エネ法】第2条第3号	・外皮基準 ・一次エネルギー消費量基準	H29/4
		非住宅	300㎡以上の新築、増改築(特定建築行為を除く)(特定増改築は対象)	建築物エネルギー消費基準【建築物省エネ法】第2条第3号	・一次エネルギー消費量基準	
住宅トップランナー制度【建築物省エネ法】第19条	住宅	新築	住宅トップランナー基準【建築物省エネ法】第27条1項	・外皮基準(H32～) ・一次エネルギー消費量基準	H29/4	
誘導措置	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定【建築物省エネ法】第19条	住宅及び非住宅	全ての建築物の新築、増改築、修繕・模様替え、設備の設置・改修	建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準【建築物省エネ法】第30条1項1号	・外皮基準 ・一次エネルギー消費量基準	H28.4.1施行済
	建築物エネルギー消費性能に係る認定【建築物省エネ法】第36条	住宅 非住宅	全ての既存建築物	建築物エネルギー消費基準【建築物省エネ法】第2条第3号	・外皮基準 ・一次エネルギー消費量基準	H28.4.1施行済

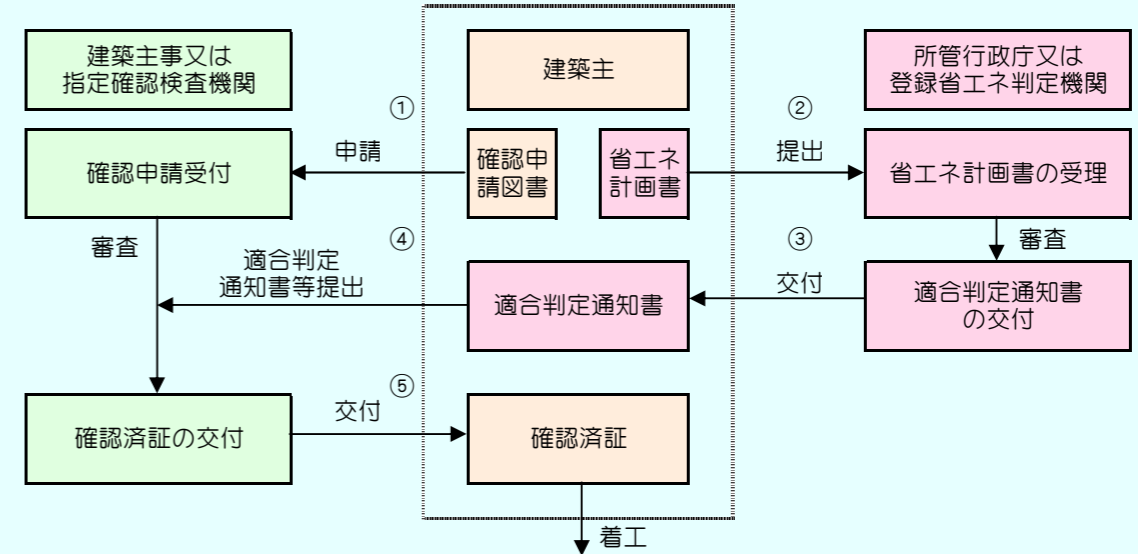
■建築物の増改築面積等に応じた適合性判定要否の判断方法

増改築の面積	増改築のうち非住宅部分の面積	増改築後の非住宅部分の面積	平成29年4月施行後に新築された建築物の増改築	平成29年4月施行の際に現存する建築物の増改築	
				増改築面積が増改築後全体面積の1/2超(特定増改築外)	増改築面積が増改築後全体面積の1/2以下(特定増改築)
300㎡以上	300㎡以上	2000㎡以上(特定建築物)	適合義務【建築物省エネ法】第12条	適合義務【建築物省エネ法】第12条	届出【建築物省エネ法】第3条
		2000㎡未満	届出【建築物省エネ法】第19条		
	300㎡未満	-	届出【建築物省エネ法】第19条		

■用語の説明

- 建築物省エネ法 … 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 現行省エネ法 … エネルギー使用合理化に関する法律
- 省エネ計画 … 建築物エネルギー消費性能確保計画のための構造及び設備に関する計画
- 建築物エネルギー消費性能確保計画 … 特定建築行為に係る建築物エネルギー消費性能確保計画のための構造及び設備に関する計画
- 新築 … 建築物の存在しなした場所に建築物を作る
- 改築 … 建築物の全部又は一部を除却し同等規模を作る
- 増築 … 同一敷地内で既存の建築物の延面積を増加させる
- 特定建築物 … 非住宅の規模が2000㎡以上の建物
- 特定建築行為 … ・特定建築物の新築  
・特定建築物の増改築(非住宅300㎡以上)  
・特定建築物以外の建築物の増築(非住宅300㎡以上で増改築後、特定建築物)
- 特定増改築 … 特定建築行為の非住宅部の増改築で増改築部の延べ面積が増改築前の1/2以下
- 標準入力法 … 基準省令第1条第1項第1号イに定める
- モデル建物法 … 基準省令第1条第1項第1号ロに定める

■建築確認申請との関係



■計画に変更が生じた場合の適合性判定手続き

- 計画の根本的な変更(計画変更の手続きが必要)
    - ・ 建築基準法上の用途の変更
    - ・ モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
    - ・ 評価方法の変更(標準入力法→モデル建物法)
    - ・ 空調調設備の新たな設置(当初設置予定がないが新たに設置する場合)
    - ・ 空調調設備における熱源機種の変更
  - 軽微な変更(計画変更の必要なし)
    - ・ 省エネ性能が向上する変更
    - ・ 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更
- ※ 計画変更前の省エネ性能が省エネ基準を1割以上上回り変更後の省エネ性能の低下が1割以内に収まる条件のもの  
・ 再計算によって基準適合が明らかなる変更

■適合性判定・届出に係る適用除外対象

1	居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調調設備を設ける必要がないもの	・「自動車車庫又は自転車駐車場」「畜舎又は堆肥舎」等
2	法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置、その他の措置がとられていることにより省エネ基準に適合させることが困難なもの	・文化財等
3	仮設の建物であって政令で定めるもの	・応急仮設建築物で建築物の工事を完了後3ヶ月以内 ・現場事務所、下小屋、材料置場これに類する建築物 ・許可受けたもの

■モデル建物の選択肢

NO	モデル建物の種類	NO	集会モデルの計算対象室
1	事務所モデル	1	アスレチック場
2	ビジネスホテルモデル	2	体育館
3	シティーホテルモデル	3	公衆浴場
4	総合病院モデル	4	映画館
5	福祉施設モデル	5	図書館
6	クリニックモデル	6	博物館
7	学校モデル	7	劇場
8	幼稚園モデル	8	カラオケボックス
9	大学モデル	9	ボウリング場
10	講堂モデル	10	ばちんこ屋
11	大規模物販モデル	11	競馬場又は競輪場
12	小規模物販モデル	12	社寺
13	飲食店モデル		
14	集会所モデル		
15	工場モデル		

■モデル建物法とは(基準省令第1条第1項第1号ロ)

建物用途ごとにモデル建物を設定して、このモデル建物に対して評価対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用することにより、基準適合の判断を行う方法で評価の手間を削減する  
H28年4月1日からモデル建物法は、非住宅の全ての建築物に適用可

■都道府県と地域区分のおおよその関係(詳細は告示別表第4を参照)

地域	都道府県名
1地域	北海道
2地域	北海道
3地域	青森, 岩手, 秋田
4地域	宮城, 山形, 福島, 栃木, 新潟, 長野
5地域	栃木を除く関東地方
6地域	新潟と長野を除く中部地方
7地域	近畿地方, 中国地方, 四国地方
8地域	宮崎と鹿児島を除く九州地方
9地域	宮崎, 鹿児島
10地域	沖縄

■性能向上計画認定制度(誘導措置)

- ・ 対象となる行為
  - 新築、増築、改築、修繕、模様替え
  - 空調設備設置、空調設備改修
- ・ 対象となる建築物
  - 住宅、非住宅、特定住戸の部分
  - 認定、非住宅部分のみ認定
- ・ 性能向上計画認定基準
  - 省エネ基準超え基準省令適合
  - 基本方針に適切、資金計画が適切
- ・ 性能向上対象の設備
  1. 太陽集熱、光発電、再生エネ
  2. 燃料電池設備
  3. コージェネレーション設備
  4. 地域熱供給設備
  5. 蓄熱設備
  6. 蓄電池
  7. 全熱交換器